

改正しました

## 国民健康保険税率（介護分）

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費にあてる支えあいの制度で、私たちの健康生活になくってはならないものとなっています。

運営の財源は、皆さんが納める保険税と国などの補助金でまかなわれていますが、医療費は高齢化や医療技術の高度化などに伴い年々増加しており、国保財政を苦しめているのが現状です。

国保には、医療費分と介護保険分がありますが、平成13年度は介護保険分の税率を改正しました。

### 国保税の決め方（介護保険分）

国保税のうち介護保険分は、本年度に町が介護保険へ納める介護納付金の総額から国の補助金を差し引いた額を保険税として、加入している40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険の第2号被保険者）の方に納めていただくこととなります。

また、国保税は、応能割（各世帯の所得と固定資産税額をもとに算出する。）と応益割（被保険者1人当たり、一世帯当たりの定額をもとに算出する。）の2つの方式をもとに計算します。

今回の税率改正は、全国

一律の第2号被保険者1人当たりの介護保険料が増額となったために行うもので、内容については下の表のとおりとなりますが、この改正については、国保運営協議会に諮問したうえ町議会が可決されたものです。

### 国保税の総額

国保税は、皆さんが病気やけがをしたとき、あるいは介護が必要になったとき、お互いに助け合うために支出する大切な費用です。本年度の医療費や介護保険にあてるために必要な国保税は、医療費分が4億8,379万円、介護保険分は5,076万円になります。

（計算方法）介護納付金総額＝全国一律の第2号被保険者1人当たり介護保険料額×横芝町の第2号被保険者数  
介護保険分保険税＝介護納付金総額－国庫補助金

### 平成13年度横芝町国民健康保険税率

|       | 応 能             |       |                 |       | 応 益                |        |                 |        |
|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|--------------------|--------|-----------------|--------|
|       | 所得割<br>(前年度の所得) |       | 資産割<br>(固定資産税額) |       | 均等割<br>(被保険者1人当たり) |        | 平等割<br>(1世帯当たり) |        |
|       | 改正前             | 改正後   | 改正前             | 改正後   | 改正前                | 改正後    | 改正前             | 改正後    |
| 介護保険分 | 0.72%           | 1.05% | 5.00%           | 6.10% | 6,560円             | 7,800円 | 4,060円          | 4,800円 |

## 産業廃棄物不法投棄に対する警戒について

最近、一晩でダンプ10数台の産業廃棄物（建築廃材等）が不法投棄される事例が、県内で急増しています。町内でもこのような不法投棄事例が発生していますので、特に深夜・早朝等に、ダンプが何かを搬入している、重機が動いている等を発見した際は、通報をお願いします。（搬入している車のナンバー等を確認）

また、土地所有者（管理者）の方は、土地の管理・見回り等をこまめに実施する、安易な土地の提供はしない等、不法投棄の防止・早期発見にご協力をお願いします。

連絡先 役場住民課環境衛生係 ☎82-8815  
山武支庁県民環境課 ☎0475-55-3862  
県庁産業廃棄物課 ☎043-223-3801(夜間・早朝・休日)  
成 東 警 察 署 ☎0475-82-0110